相続税の0円申告のチェックリスト

特例で税額が0円でも、基礎控除を超えるなら申告が要ります。作り終えた表とそろえた書類の□に印を付けます。

判定：特例を使う前の遺産 ＿＿＿＿＿＿＿＿円　基礎控除 3,000万円＋600万円×＿＿人＝＿＿＿＿＿＿＿＿円
期限：知った日 ＿＿＿＿＿＿＿＿ の翌日から10か月 → ＿＿＿＿＿＿＿＿（土日・祝日・年末年始なら翌日）

申告が要るか

特例を使う前の遺産の額	申告
特例を使う前の遺産の額が基礎控除以下。申告も納税も要らない	**申告は要らない**
基礎控除を超える。特例で税額が0円になることがあるが、0円でも申告書を出すことが特例を使う条件	**申告が要る（特例で0円になることがある）**
基礎控除を超え、特例を使わない。相続税がかかる見込み	**申告して納める**

作る表（上から順に）

	順	表	作るとき
□	1	**第11表の付表1〜4** 相続税がかかる財産の明細書（財産の種類の分）	必ず
□	2	**第11・11の2表の付表1** 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書	小規模宅地等の特例
□	3	**第13表** 債務及び葬式費用の明細書	借金・葬式費用
□	4	**第15表** 相続財産の種類別価額表	必ず
□	5	**第11表** 相続税がかかる財産の合計表	必ず
□	6	**第1表** 相続税の申告書	必ず
□	7	**第2表** 相続税の総額の計算書	必ず
□	8	**第5表** 配偶者の税額軽減額の計算書	配偶者の税額の軽減

作る順は国税庁の「申告書の記載の順序」に合わせています。死亡保険金（第9表）・死亡退職金（第10表）・亡くなる前の贈与（第14表）などがあれば、その表も作ります。

付ける書類

	書類	要るとき

☐	**相続人全員が分かる戸籍の謄本** 亡くなってから10日を過ぎて作られたもの。法定相続情報一覧図の写し（実子・養子の別が分かるもの）でもよい	必ず
☐	**遺言書の写しか、遺産分割協議書の写し** 誰が何を受け取ったかが分かるもの	必ず
☐	**相続人全員の印鑑証明書** 遺産分割協議書の写しを付けるとき。協議書に押した印のもの	必ず
☐	**マイナンバーの確認書類** 番号の確認と本人の確認の書類。書面で出すとき	必ず
☐	**小規模宅地等についての課税価格の計算明細書と、住まいなどが分かる書類** 受け継ぐ人の形で要る書類が変わる	小規模宅地等の特例
☐	**申告期限後3年以内の分割見込書** 期限までに分け方が決まらないときだけ。3年以内に分ければ、更正の請求で特例が使える	分け方が決まらない

間違えやすい所

- **0円だから出さなくてよいと思う**：特例は申告書に書いて出すのが条件。出さないままでは特例が使えない
- **分け方が決まらないまま期限が来る**：期限の時点で分けていない財産には特例が使えない。分割見込書を付けて期限内に申告し、3年以内に分ければ、分けた日の翌日から4か月以内の更正の請求で使える
- **要否判定コーナーの「不要」をうのみにする**：国税庁の判定コーナーは財産と借金・葬式費用を合計して判定する。受け取った財産より借金・葬式費用が多い相続人がいると、要るのに「不要」と出ることがあると国税庁が注意している
- **出す先を間違える**：出す先は亡くなった人の住所地の税務署。相続人の住所地の税務署ではない

出典：国税庁 タックスアンサー No.4102「相続税がかかる場合」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4205「相続税の申告と納税」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4124「相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例（小規模宅地等の特例）」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4158「配偶者の税額の軽減」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁「（参考）相続税の申告の際に提出していただく主な書類」（相続税の申告のしかた、R8.7）／国税庁「相続税の申告のしかた（令和8年分用）」相続税の申告書の記載例 等（申告書の記載の順序）／国税庁 相続税の申告要否判定コーナー「相続税の申告が必要となる場合」（2026/11/17 確認）